



福島医発第 3154 号（地）

令和 4 年 2 月 14 日

各 医 師 会 長      殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

（公 印 省 略）

学校における熱中症対策ガイドライン作成の際の協力について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、環境省と文部科学省では、令和 3 年 5 月に教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成されております。

今般、標記の件につきまして、別添のとおり文部科学省総合教育政策局並びに環境省大臣官房環境保健部より日本医師会を通じて依頼がありました。

本通知では、地球温暖化等を原因とする昨今の異常気象状況を考慮すれば、今後災害級の暑さが懸念されることから、学校設置者等においては、本手引きや熱中症警戒アラートも活用した熱中症対策ガイドラインを事前に作成しておくことが重要とされており、各学校設置者等から、ガイドラインを作成するにあたり相談があった場合にはご協力いただきたい旨を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

（文部科学省ホームページ）

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の作成について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)

---

小郡三井医師会より

学校保健担当理事 田中英二

会長 島田昇二郎

(健 I 248)

令和4年2月4日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 渡辺 弘司  
(公印省略)

学校における熱中症対策ガイドライン作成の際の協力について(依頼)

環境省と文部科学省では、令和3年5月、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(下記URL参照)を作成しています。

地球温暖化等を原因とする昨今の異常気象状況を考慮すれば、今後災害級の暑さが懸念されます。このため、学校設置者等においては、熱中症警戒アラートも活用した熱中症対策ガイドラインを事前に作成しておくことが重要となっております。

今般、文部科学省総合教育政策局より都道府県教育委員会学校安全主管課等に対し別添の通り事務連絡するとともに、本会にも協力依頼がありました。

つきましては、各学校設置者等から熱中症対策に係るガイドラインを作成するにあたり相談があった場合には、ご協力いただきますよう、郡市区医師会および会員宛へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

(文部科学省 ホームページ)

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の作成について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)

3 教 参 学 第 18 号  
環保安発第 2202031 号  
令和 4 年 2 月 3 日

公益社団法人日本医師会  
常任理事 渡 辺 弘 司 殿

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課長  
石 塚 哲 朗  
(公印省略)

環境省大臣官房環境保健部  
環境安全課長  
太 田 志津子  
(公印省略)

学校における熱中症対策ガイドライン作成の際の協力について(依頼)

平素より、学校保健や学校安全をはじめとする文部科学行政に御理解と御協力賜り、御礼申し上げます。

環境省と文部科学省では、昨年 5 月、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成しました。

各都道府県教育委員会等に対し、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について」(令和 3 年 6 月 9 日付 事務連絡)で依頼するとともに、令和 4 年 2 月 3 日付で、別紙のとおり、改めて周知しているところです。

学校管理下では、毎年、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を合わせると約 5,000 件にも上る熱中症事故が発生しています。また、地球温暖化等を原因とする昨今の異常気象状況を考慮すれば、今後災害級の暑さが懸念されます。

このため、学校設置者等においては、熱中症警戒アラートも活用した熱中症対策ガイドラインを事前に作成しておくことが重要となります。

つきましては、各学校設置者等が熱中症対策に係るガイドラインを作成するに当たり、専門的な知見を有する学校医や医師会の先生方に御相談をさせていただくということもございますので、その際は、是非ともお力添えをいただけますと幸いです。

引き続き、学校保健、学校安全の充実のため、御理解、御協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 学校安全係  
TEL : 03-5253-4111(内線 : 2966)  
E-mail : [anzen@mext.go.jp](mailto:anzen@mext.go.jp)

事 務 連 絡  
令和 4 年 2 月 3 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
専修学校を置く各国立大学法人担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

殿

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の  
活用について（依頼）

この度、令和 3 年 6 月 9 日付文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課事務連絡「「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）」（別紙）において、同手引きの活用について周知をお願いしたところですが、同年 10 月に文部科学省・環境省・気象庁が実施した教育委員会に対する「「熱中症対策」等に関するアンケート調査」では、熱中症対策ガイドラインの策定に活用できていないとの回答も見られるところ  
です。

学校管理下における熱中症事故は減少しているところですが、今後の地球温暖化等の影響を考慮すると状況はますます悪化していくことが懸念されることから、学校設置者等におかれては、本手引きを活用し、学校医等や関係機関の協力を得て、熱中症警戒アラートも活用した熱中症対策に係るガイドラインを作成するなどし、熱中症の予防に努めていただくよう、改めてお願いいたします。

なお、本件については、学校設置者等から相談があった時に対応いただけるよう、公益社団法人日本医師会に対しても周知協力を依頼していることを申し添えます。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を

含む。以下同じ。) 及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、改めて周知をお願いいたします。

【本件担当】  
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 学校安全係  
電話：03-5253-4111(内線 2966)  
E-mail：anzen@mext.go.jp

事 務 連 絡  
令和 3 年 6 月 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 御中  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
専修学校を置く各国立大学法人担当課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の活用について（依頼）

熱中症事故の防止については、令和 3 年 4 月 30 日付け 3 教参学第 2 号により適切な対応をお願いしているところです。

この度、環境省と文部科学省では、教育委員会等の学校設置者等が作成する熱中症対策に係る学校向けのガイドラインの作成・改訂に資するよう、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成しました。

本手引きは、実践編（第 5 章、第 6 章）において、具体的な熱中症の予防措置や熱中症発生時の対応が記載されており、各学校が危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際などにも活用いただけるものとなっています。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、本手引きを活用し、熱中症の予防に努められますよう周知をお願いします。

## 【掲載ページ】

- 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の作成について（文部科学省 Web サイト）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)

## 【参考】

- 「環境省熱中症予防情報サイト」

（P C）<https://www.wbgt.env.go.jp/>

（スマートフォン）<https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>

（携帯電話）<https://www.wbgt.env.go.jp/kt/>

- 「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について（令和3年4月23日付報道発表）

（環境省）<https://www.env.go.jp/press/109467.html>

（気象庁）[https://www.jma.go.jp/jma/press/2104/23a/210423\\_keikai.html?65](https://www.jma.go.jp/jma/press/2104/23a/210423_keikai.html?65)

- LINE アプリを活用した熱中症警戒アラート・暑さ指数の情報配信（環境省 Web サイト）

[https://www.wbgt.env.go.jp/line\\_notification.php](https://www.wbgt.env.go.jp/line_notification.php)

## 【問合せ先】

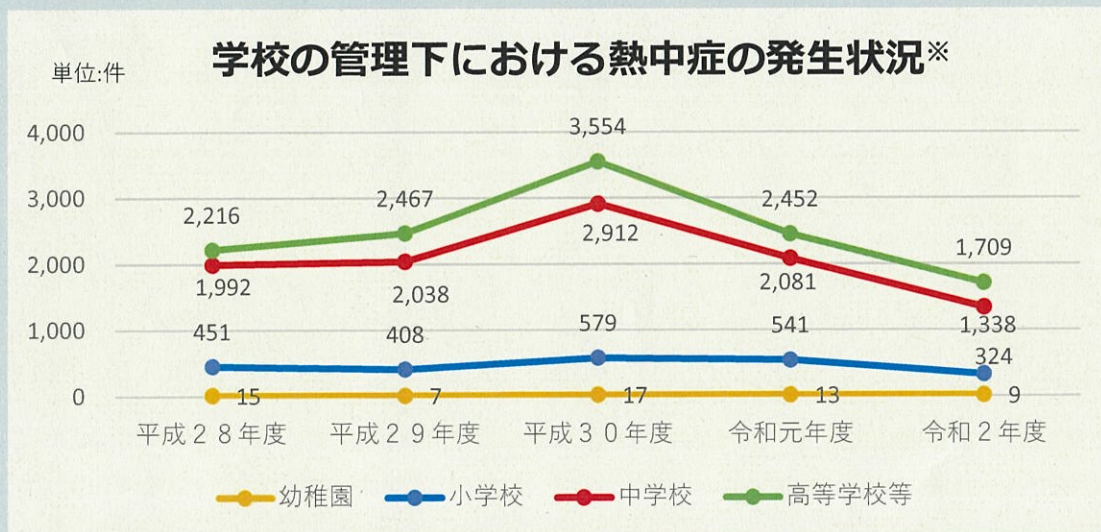
文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 学校安全係  
TEL：03-5253-4111（内線：2966）  
E-mail：[anzen@mext.go.jp](mailto:anzen@mext.go.jp)

## 学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き【概要】

- 環境省・文部科学省では、2021年5月に実際の学校現場における熱中症対策の参考となるよう「[学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き](#)」を作成しました。
- この手引きでは、各学校現場で熱中症対策ガイドラインを作成する際に参考となる事項を整理しています。熱中症対策ガイドライン作成に是非ご活用ください。

### 背景・目的

- ◆ 学校の管理下における熱中症は、小学校・中学校・高等学校等を合わせると**毎年5,000件程度**発生。
- ◆ 地球温暖化の影響を考慮すると、今後も**災害級の暑さ**が懸念。
- ◆ 各学校現場で**熱中症警戒アラート**も活用した**ガイドラインを作成**し、児童生徒等の命や健康を守ることが重要。



### 本手引きの位置づけと活用方法

- 各学校設置者等においては、各地域の特性等を踏まえ、本手引きの内容を参考に独自の熱中症対策のガイドラインの作成・改訂にご活用いただくとともに、学校の危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際に、熱中症対策に係る最新の情報や優良事例を掲載している本手引きの内容を踏まえ、検討をお願いします。
- 各学校においては、**実践編(第5章、第6章)**を中心に参考としてください。

## 手引きの構成

### 基礎編

#### 第1章 本手引きの位置づけと活用方法

#### 第2章 熱中症とは

#### 第3章 暑さ指数(WBGT)について

- 暑さ指数(WBGT)とは
- 暑さ指数(WBGT)に応じた行動指針
- 暑さ指数(WBGT)の測定

#### 第4章 熱中症警戒アラートについて

- 熱中症警戒アラートとは
- 熱中症警戒アラートの活用にあたって

### 実践編

#### 第5章 熱中症の予防措置

- 事前の対応
- 授業日の対応
- 週休日、休日、学校休業日の対応

#### 第6章 熱中症発生時の対応

#### 第7章 熱中症による事件事例

#### 第8章 参考資料

## 手引きで分かること

- ✓ 熱中症警戒アラート、WBGT(暑さ指数)って何？
- ✓ 教職員が事前に準備しておかなければならないことって何？
- ✓ 学校における熱中症対策ガイドラインに盛り込む事項って何？
- ✓ 熱中症警戒アラートが発表された日はどうすればいいの？
- ✓ 児童に熱中症が発生した場合はどうすればいいの？
- ✓ 他校はどんな対策をしているの？

### 【詳細情報について】

#### ○文部科学省HP

- ・「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引きについて」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)

- ・通知

[https://stg.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1417343\\_00001.htm](https://stg.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00001.htm)

#### ○環境省HP

- ・熱中症予防情報サイト：熱中症警戒アラートや暑さ指数の発表状況、普及啓発資料などを掲載

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

- ・環境省LINE公式アカウント：熱中症警戒アラートや暑さ指数の情報をPUSH配信

[https://www.wbgt.env.go.jp/line\\_notification.php](https://www.wbgt.env.go.jp/line_notification.php)

## <お問い合わせ>



環境省  
Ministry of the Environment

環境保健部環境安全課  
netsu@env.go.jp



文部科学省

総合教育政策局  
安全教育推進室

男女共同参画共生社会学習・安全課  
anzen@mext.go.jp